10 地下鉄駅名標

平成26年より地下鉄駅の出入口地上部の駅名標を，地下鉄のピクトグラムを用いたわかりやすい表示に全駅で刷新しています。

新

旧

11 地下鉄可動式ホーム柵

地下鉄ホームからの転落や列車との接触を防ぎ，乗客が安心して地下鉄を利用できるよう，多くの乗客で混雑する烏丸線の京都駅，四条駅，烏丸御池駅に可動式ホーム柵を設置しています。

12 建築物マーク

①みやこユニバーサルデザイン適合建築物マーク

（適合ステッカー）

高齢者，障害者等が円滑に建築物を利用できるように定められた法律や条例の基準に適合した対象建築物に適合ステッカーを交付しています。

②みやこユニバーサルデザイン優良建築物マーク

（優良プレート）

高齢者，障害者等が円滑に建築物を利用できるように定められた法律や条例の基準に加え，みやこユニバーサルデザインの考え方に沿った一定基準を満たした対象建築物に，優良プレートを交付しています。

こころのユニバーサルデザイン

誰にでもすぐにできるユニバーサルデザインがあります。
今まで見てきたように，生活の中には，すでに様々な場面にユニバーサルデザインがあり，目に見える「ところ」や「もの」も大切ですが，いつも自分の身の回りのことや周りにいる人たちのちょっと先を想像してみると，「もの」がなくても見えてくるはずです。一人ひとりが「こころ」にユニバーサルデザインを持つことがもっとも大切なことです。

声をかけてみましょう

困っている人，不安そうにしている人，迷っている人などを見かけたら，勇気を出して声をかけてみましょう。ちょっとした手助けで，その人の不便さや困ったことが解消されることがあります。

「ゆずる」心をもちましょう

バスや電車などでは，お年寄りや妊婦さん，ケガをした人など立っていることが大変そうな人には席をゆずってあげましょう。そうすれば，すべての席が人にやさしい座席になります。相手の立場を考えれば，なにをしてあげればいいのか気づけます。

京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例

目次

前文
第１章　総則（第１条～第９条）
第２章　みやこユニバーサルデザインの推進に関する基本的施策（第 10 条～第 15 条）
第３章　みやこユニバーサルデザイン審議会（第 16 条～第 18 条）
第４章　雑則（第 19 条）
附則

ここ京都では，長い歴史の中ではぐくまれてきた支え合いの精神，芸術，技術等の京都が有する多様かつ豊かな蓄積により，個性豊かで先駆的な生活文化を生かした活力ある社会が築かれてきた。このような京都が，情報化，国際化，少子長寿化その他の社会経済情勢の変化の中で，将来にわたって，活力ある社会を形成し続けるためには，市民一人一人の多様な価値観や暮らし方が尊重されるようにしなければならない。

これまでも，本市においては，自治の伝統，もてなしの心，ものづくりの文化その他の京都固有の文化を生かしながら，高齢者や障害者の社会参加への支援，子どもを安心して生み，育てることができる環境の整備，建築物のバリアフリーの促進その他の多様な考え方や生き方が尊重される社会の実現に向けた歩みを進めてきた。その歩みをより強く確実なものにしていくためには，京都が有する多様かつ豊かな蓄積にユニバーサルデザインを採り入れ，年齢，性別，言語，習慣，心身の状態にかかわらず，すべての人にとってできる限り生活しやすい社会環境の整備に積極的に取り組む必要がある。

ここに，本市は，みやこユニバーサルデザインを総合的に推進することにより，すべての人が，個人として尊重され，その能力を最大限に発揮し，心豊かに，生きがいを持って，安心で安全な生活を営むことができるとともに，将来にわたって活力に満ちた社会を実現することを決意し，この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は，みやこユニバーサルデザインの推進に関し，その基本理念，本市及び事業者の責務，市民及び観光旅行者その他の滞在者の役割その他の基本となる事項を定めることにより，これを総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）みやこユニバーサルデザイン　長い歴史の中ではぐくまれてきた支え合いの精神，芸術，技術等の京都が有する多様かつ豊かな蓄積にユニバーサルデザインを採り入れた社会環境の整備（製品の製造及び情報の伝達その他のサービスの提供を含む。）をいう。

（２）ユニバーサルデザイン　製品，設備，施設及び建築物その他の工作物をすべての人にとってできる限り利用しやすいデザインにすることを目指す考え方をいう。

（３）市民　本市の区域内に住所を有する者，当該区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者，当該区域内に存する学校に在学する者及び公益活動（ボランティア活動その他の不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動をいう。以下同じ。）を行う者であって本市の区域内を主たる活動の場所とするものをいう。

（基本理念）

第３条　みやこユニバーサルデザインの推進は，次に掲げる事項に留意して行われなければならない。

（１）一人一人の個性を理解し，尊重すること。

（２）健康の保持増進その他福祉の増進を図ること。

（３）安心で安全な生活を確保すること。

（４）環境に配慮すること。

（５）ユニバーサルデザインの推進に関する国際社会の取組と協調すること。

（指針）

第４条　市長は，前条の基本理念にのっとり，みやこユニバーサルデザインの推進に関する施策を総合的に実施するための指針（以下「指針」という。）を定めなければならない。

２　指針は，次に掲げる事項について定めるものとする。

（１）みやこユニバーサルデザインの推進に関する具体的な目標

（２）みやこユニバーサルデザインを効果的に推進するための方策

（３）前２号に掲げるもののほか，みやこユニバーサルデザインの推進に関する重要な事項

３　市長は，指針を定めるに当たっては，第16条に規定する審議会の意見を聴くとともに，事業者及び市民の意見を適切に反映させるために必要な措置を講じなければならない。

４　市長は，指針を定めたときは，速やかにこれを公表しなければならない。

５　前２項の規定は，指針の変更について準用する。

６　市長は，毎年，指針に基づき講じる施策の実施状況を公表しなければならない。

７　市長は，社会経済情勢の変化を踏まえ，常に指針の改善に努めなければならない。

（本市の責務）
第５条　本市は，次に掲げる責務を有する。
（１）指針に基づき，みやこユニバーサルデザインを推進すること。
（２）みやこユニバーサルデザインの推進に関する本市の施策への事業者，市民及び観光旅行者その他の滞在者の参加及び協力を促進し，これらの者の意見を適切に反映させること。
（３）事業者及び市民によるみやこユニバーサルデザインを促進するために必要な措置を講じること。
（事業者の責務）
第６条　事業者は，次に掲げる責務を有する。
（１）みやこユニバーサルデザインに関する理解を深めること。
（２）指針に基づき，主体的かつ積極的にみやこユニバーサルデザインを推進すること。
（３）みやこユニバーサルデザインに関する本市，市民及び観光旅行者その他の滞在者の意見を事業者の取組に適切に反映させること。
（４）みやこユニバーサルデザインの推進に関する本市の施策に協力すること。
（市民の役割）
第７条　市民は，次に掲げる役割を積極的に果たすものとする。
（１）みやこユニバーサルデザインに関する理解を深めること。
（２）みやこユニバーサルデザインの推進に寄与すること。
（観光旅行者その他の滞在者の役割）
第８条　観光旅行者その他の滞在者は，みやこユニバーサルデザインに関する理解を深め，その推進に積極的な役割を果たすものとする。
（相互の協力等）
第９条　本市，事業者，市民，観光旅行者その他の滞在者，公益活動を行う団体その他の団体，大学及び研究機関は，この条例の目的を達成するため，指針に基づき，相互に，その果たす役割を理解し，対等の立場で協力し合い，及び補完し合うものとする。

第２章　みやこユニバーサルデザインの推進に関する基本的施策

（施策の実施体制の整備）
第10条　本市は，みやこユニバーサルデザインの推進に関する施策を総合的に実施するために必要な体制を整備するよう努めなければならない。
（みやこユニバーサルデザインに関する理解を深めるための措置）
第11条　本市は，広報活動，啓発活動その他の活動の充実により，事業者，市民及び観光旅行者その他の滞在者がみやこユニバーサルデザインに関する理解を深めるために必要な措置を講じなければならない。
（教育及び学習の振興）
第12条　本市は，職場，地域その他の様々な場において，みやこユニバーサルデザインの推進に関する教育及び学習の振興を図るために必要な措置を講じなければならない。
（人材の育成及び派遣等）
第13条　本市は，みやこユニバーサルデザインの推進を担う実践的かつ専門的な知識又は技術を有する創造的な人材を育成するために必要な措置を講じなければならない。
２　本市は，みやこユニバーサルデザインを推進しようとするものに対し，前項の人材の派遣その他の必要な協力をしなければならない。
（調査研究）
第14条　本市は，みやこユニバーサルデザインの推進に関する施策を策定し，及び実施するために必要な調査研究を行わなければならない。
２　本市は，前項の調査研究を行うに当たっては，大学及び研究機関との連携に努めなければならない。
（国及び他の地方公共団体との連携）
第15条　本市は，みやこユニバーサルデザインを推進するに当たっては，国及び他の地方公共団体との連携に努めなければならない。

第３章　みやこユニバーサルデザイン審議会

（審議会）
第16条　みやこユニバーサルデザインの推進に関する事項について，市長の諮問に応じ，調査し，及び審議するとともに，当該事項について市長に対し，意見を述べるため，京都市みやこユニバーサルデザイン審議会（以下「審議会」という。）を置く。
（審議会の組織）
第17条　審議会は，委員20人以内をもって組織する。
２　委員は，学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから，市長が委嘱し，又は任命する。
（委員の任期）
第18条　委員の任期は，２年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。
２　委員は，再任されることができる。

第４章　雑則

（委任）
第19条　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。

附　則

この条例は，平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成27年１月８日条例第37号）　抄

（施行期日）
１　この条例は，公布の日から施行する。

京都市みやこユニバーサルデザイン審議会委員名簿

平成 17, 18 年度

氏　名	所属
岩井一路	おこしやす京都委員会
宇津崎光代	京都経済同友会
ENI SRI BUDILESTARI	京都外語専門学校
柏井郁子	国際ソロプチミスト京都
栗山裕子	京都府建築士会
小池　禎	オムロンヘルスケア株式会社
小泉光太郎	京都商工会議所
柴田浩志	京都市聴覚言語障害センター
新谷正敏	京都弁護士会
曽和治好	京都造形芸術大学
田尻　彰	京都府視覚障害者協会
田丸政則	京都府建設業協会
土田文子	京都市身体障害児者父母の会連合会
坪野えり子	京都ＹＷＣＡ
富永順子	京都手をつなぐ育成会
長橋榮一	車いすと仲間の会
長谷川和子	京都放送
林眞智子	京都市精神障害者家族会連絡協議会
平田孝之	京都新聞社会福祉事業団
福富昌城(副会長)	花園大学
前田鉄雄	京都地方労働組合総評議会
水谷幸正(会長)	佛教大学
村上悦子	市民公募委員
森本一成	京都工芸繊維大学
山手重信	京都市児童館学童連盟

平成 19, 20 年度

氏　名	所属
市田節子, 藤木惠	京都手をつなぐ育成会
井上　基	京都府介護支援専門員協議会
岩井一路	おこしやす京都委員会
宇津崎 光代	京都経済同友会
ENI SRI BUDILESTARI	京都外語専門学校
北見貴志	市民公募委員
紀　啓子	京都弁護士会
栗山裕子	京都府建築士会
小池　禎	オムロンヘルスケア株式会社
小泉光太郎	京都商工会議所
香田晴子	日本自立生活センター
柴田浩志	京都市聴覚言語障害センター
曽和治好	京都造形芸術大学
田尻　彰	京都府視覚障害者協会
土田文子	京都市身体障害児者父母の会連合会
坪野えり子	京都ＹＷＣＡ
寺石浩隆	京都市ＰＴＡ連絡協議会
中川一良	京都市児童館学童連盟
林眞智子, 平井惠子	京都精神保健福祉推進家族会連合会
福富昌城(副会長)	花園大学
古川令子	京都新聞社会福祉事業団
水谷幸正(会長)	佛教大学
三辻春香	市民公募委員
宮崎好弘, 織田　厚	京都百貨店協会
森本一成	京都工芸繊維大学

平成 21, 22 年度

氏　名	所属
井上　基	京都府介護支援専門員会
岩井一路	おこしやす京都委員会
ENI SRI BUDILESTARI	京都外語専門学校
岡村充泰	京都経済同友会
奥村高史	京都市ＰＴＡ連絡協議会
紀　啓子, 麻生小夜	京都弁護士会
小池　禎	オムロンヘルスケア株式会社
近藤幸一	京都市聴覚言語障害センター
椹木　拙	市民公募委員
新谷友佳子	市民公募委員
曽和治好	京都造形芸術大学
田尻　彰	京都府視覚障害者協会
塚田　章	京都市立芸術大学
土田文子	京都市身体障害児者父母の会連合会
坪野えり子	京都ＹＷＣＡ
中川一良	京都市児童館学童連盟
西川佳次	日本自立生活センター
西田教子	京都府建築士会
平井惠子	京都精神保健福祉推進家族会連合会
藤木　惠	京都手をつなぐ育成会
古川令子	京都新聞社会福祉事業団
水谷幸正(会長)	佛教教育学園
村上好夫	京都商店連盟
森本一成(副会長)	京都工芸繊維大学

平成 23, 24 年度

氏　名	所属
井上　基	京都府介護支援専門員会
浮守篤子	京都市身体障害児者父母の会連合会
大浦啓子	市民公募委員
岸　律子	京都経済同友会
北見貴志	神戸夙川学院大学
香田晴子	日本自立生活センター
神門佐千子	京都ＹＷＣＡ
古賀真吾	市民公募委員
近藤幸一	京都市聴覚言語障害センター
斎藤紀子	コンシューマーズ京都
坂田岳彦	京都嵯峨芸術大学
Sigal Olena	京都大学大学院生
塚田　章(副会長)	京都市立芸術大学
中川一良	京都市児童館学童連盟
長屋博久	京都市ＰＴＡ連絡協議会
西田教子	京都府建築士会
平井惠子	京都精神保健福祉推進家族会連合会
藤松素子	佛教大学
古川令子, 髙山良雄	京都新聞社会福祉事業団
本田里美	京都弁護士会
松永信也	京都府視覚障害者協会
南　隆明	京都商工会議所
村上好夫	京都商店連盟
森本一成(会長)	京都工芸繊維大学
吉田利重子	京都手をつなぐ育成会

平成 25, 26 年度

氏　名	所属
有地淑羽	コンシューマーズ京都
稲川昌実, 宮井真澄	京都市児童館学童連盟
浮守隆夫	京都市身体障害児者父母の会連合会
岡　仁美	市民公募委員
北見貴志	神戸夙川学院大学
香田晴子	日本自立生活センター
神門佐千子	京都ＹＷＣＡ
近藤幸一	京都市聴覚言語障害センター
坂田岳彦	京都嵯峨芸術大学
Sigal Olena	京都市国際交流協会
塚田　章(副会長)	京都市立芸術大学
富樫一貴, 新家忠弘	京都市ＰＴＡ連絡協議会
直野信之	京都新聞社会福祉事業団
西田教子	京都府建築士会
野村正樹	京都経済同友会
平井惠子	京都精神保健福祉推進家族会連合会
藤松素子	佛教大学
本田里美	京都弁護士会
松永信也	京都府視覚障害者協会
松本惠生	京都府介護支援専門員会
松本善行	市民公募委員
南　隆明, 東　憲昭	京都商工会議所
村上好夫, 市村　勝	京都商店連盟
森本一成(会長)	京都工芸繊維大学
吉田利重子	京都手をつなぐ育成会

平成 27 年度

氏　名	所属
東　憲昭	京都商工会議所
市村　勝	京都商店連盟
入江美津子	京都府建築士会
浮守隆夫	京都市身体障害児者父母の会連合会
金　順喜	日本自立生活センター
坂田岳彦(副会長)	京都嵯峨芸術大学
Sigal Olena	京都市国際交流協会
鈴木成子	市民公募委員
田中美子	市民公募委員
塚田　章(会長)	京都市立芸術大学
直野信之	京都新聞社会福祉事業団
中川貞夫	京都精神保健福祉推進家族会連合会
原田ふたみ	京都ＹＷＣＡ
前田定幸	京都市聴覚言語障害センター
松田めぐみ	京都弁護士会
松永信也	京都府視覚障害者協会
松本惠生	京都府介護支援専門員会
宮井真澄	京都市児童館学童連盟
吉田光一	京都経済同友会
吉田博美	京都手をつなぐ育成会

（50 音順　敬称略）

みやこユニバーサルデザイン
10年の歩み
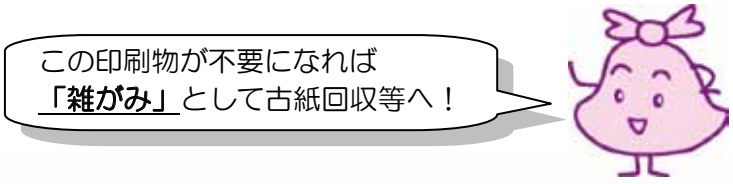
平成28年３月発行
京都市印刷物 第273252号
京都市 保健福祉局 保健福祉部 保健福祉総務課
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
TEL（075）222-4161 FAX（075）251-2940（障害保健福祉推進室内）
http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000054759.html